秋田県大気汚染緊急時措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条及び秋田県公 害防止条例第30条に規定する緊急時において、知事が講ずべき措置に関し必要な事 項を定める。

(常時監視等)

第2条 知事は、大気の汚染の状況を常時監視し、必要に応じ秋田地方気象台から気象状況に関する情報を収集する。

(測定場所)

第3条 大気の汚染の状況を常時監視する場所及び対象地域は、別表1のとおりとする。

(緊急時の発令等)

- 第4条 知事は、大気の汚染の状況及び気象状況が別表2に掲げる発令等の基準に達したときは、同表の区分に応じ、注意報又は警報の発令若しくは注意喚起(以下「注意報の発令等」という。)を行う。
 - 2 知事は、前項に該当した場合においても、速やかに解除の基準に該当すること が明らかなとき又は日没以降にオキシダントが発令の基準に達したときは、注意 報の発令等をしないことができる。

(注意報の発令等の解除)

第5条 知事は、大気の汚染の状況及び気象状況が別表2に掲げる解除の基準に該当することとなったときは、注意報の発令等を解除する。

(通報及び周知)

第6条 知事は、第4条の規定による注意報の発令等又は前条の規定による注意報の 発令等の解除を行ったときは、速やかに別紙1に定める連絡系統により関係機関に 通報するとともに、報道機関等の協力を得て一般に周知する。

(注意報の発令等時の措置)

第7条 知事は、第4条に定める注意報の発令等を行ったときは、ばい煙を排出する 者(別に定める協定工場を含む。以下「ばい煙排出者等」という。)、自動車の使用 者又は運転者(以下「自動車使用者」という。)若しくは県公安委員会に対し、別表3の区分に応じた措置を講じる。

2 知事は、前項の場合において、大気の汚染の状況、原因及び気象状況等を勘案し、命令又は要請を行わないことができる。

(被害発生状況の把握及び報告)

第8条 知事は、注意報又は警報の発令を行った場合において、当該事態における大 気の汚染が原因と認められる被害を把握したときは、関係機関に必要な協力を求 め、当該被害の発生状況を調査する。

(市町村との連携)

第9条 知事は、注意報の発令等を行うときは、関係市町村に対し必要な協力を求める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に 定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 常時監視の場所及び対象地域

測定	所在地	項目				41 4 114 L+
局名		硫黄 酸化物	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化炭 素	対象地域
	十岭士	0				鹿角市、大館市、小坂町、北秋田市、
大館	大館市		0	0		上小阿仁村
能代西	能代市	0	0	0		能代市、三種町、八峰町、藤里町
檜山		0	0	0] 胎八川、二性叫、八畔叫、豚生叫
船川	男鹿市		0	0		男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟
月ロノリ	力庭川					町、井川町、大潟村
山王		0	0	0		
土崎	- - - - 秋田市	0	0	0		
新屋			0	0		
上新城		0	0			
堀川		0	0	0		· 秋田市
将軍野] 秋江111	0	0	0		М П1
茨島		0	0			
仁井田		0	0	0		
広面			0	0		
茨島自排				0	0	
本荘	由利本荘市		0	0		由利本荘市、にかほ市
大曲	大仙市		0	0		大仙市、仙北市、美郷町
横手	横手市	0	0			横手市

測定		項目		41 A. 16.1A	
局名	所在地	オキシ ダント	PM 2.5	対象地域	
能代西	能代市	0	0		
船川	男鹿市	0	0	 	
将軍野		0	0		
仁井田	4vm±		0	能代市、三種町、八峰町、藤里町、男鹿市、 	
広面	秋田市	0		為工川、五城日町、八郡偽町、井川町、八偽	
茨島自排			0		
本荘	由利本荘市	0	0		
大館	大館市	0	0	内陸	
大曲	大仙市	0		鹿角市、大館市、小坂町、北秋田市、上小阿 仁村、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯	
横手	横手市		0	沢市、羽後町、東成瀬村	

別表 2

注意報の発令等及び解除の基準

区		解除基準				
分	硫黄酸化物	オキシダント	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	件
注意報	対象地域ごとの1以上の測定局の硫黄酸化物の 濃度の状態が、次のいずれかに該当し、かつ、気 象条件からみて汚染状態が消燃売すると認められる 状態になった場合 (1)0.2ppm以上である状態が3時間継続したとき (2)0.3ppm以上である状態が2時間継続したとき (3)0.5ppm以上である状態になったとき (4)48時間平均値が0.15ppm以上である状態になったとき	対象地域ごとの1以上の 測定局のオキシダントの濃度の状態が、次に該当し、かつ、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になった場合(1)0.12ppm以上である状態になったとき	対象地域ごとの1以上の 測定局の浮遊粒子状物質の 濃度の状態が、次に該当 し、かつ、気象条件からみ て汚染状態が継続すると認 められる状態になった場合 (1)2.0mg/m³以上である状 態が2時間継続したとき	対象地域ごとの1以上の 測定局の二酸化窒素の濃度 の状態が、次に該当し、かつ、気象条件からみて汚染 状態が消騰売すると認められる状態になった場合 (1)0.5ppm以上である状態 になったとき	対象地域ごとの1以上の測定局の一酸化炭素の濃度の状態が、次に該当し、かつ、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になった場合(1)30ppm以上である状態になったとき	発令した対象地域のすべて の測定局において、左欄に掲 げる基準値未満となり、か つ、気象条件から見て汚染状 態が悪化するおそれがないと 認められる状態になったとき
警報	対象地域ごとの1以上の測定局の硫黄酸化物の濃度の状態が、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染状態が消燃売すると認められる状態になった場合(1)0.5ppm以上である状態が3時間継続したとき(2)0.7ppm以上である状態が2時間継続したとき	対象地域ごとの1以上の 測定局のオキシダントの濃度の状態が、次に該当し、 かつ、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になった場合 (1)0.4ppm以上である状態になったとき	対象地域ごとの1以上の 測定局の浮遊粒子状物質の 濃度の状態が、次に該当 し、かつ、気象条件からみ て汚染状態が継続すると認 められる状態になった場合 (1)3.0mg/m³以上である状態が3時間継続したとき	対象地域ごとの1以上の 測定局の二酸化窒素の濃度 の状態が、次に該当し、か つ、気象条件からみて汚染 状態が継続すると認められ る状態になった場合 (1)1.0ppm以上である状態 になったとき	対象地域ごとの1以上の測定局の一酸化炭素の濃度の状態が、次に該当し、かつ、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になった場合(1)50ppm以上である状態になったとき	

区	PM2.5 に係る注意	解除基準			
分	午前中の早めの時間での判断	午後からの活動に備えた判断	,		
注意喚起	午前5時から午前7時において対象地域における測定局ごとのPM2.5の濃度の1時間値の平均値を算出し、2番目に大きい数値が85μg/mを超えた場合(すなわち、同一対象地域の2ヵ所の測定局において85μg/m²を超えた場合)	PM2.5 の濃度の1時間値の平均値を算出し、その最大値が80 μg/	注意喚起を実施した対象地域にある判断基準値を超過した全ての一般環境大気測定局において、PM2.5 濃度の1時間値が2時間連続して50μg/m³以下に改善した場合(当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮しつ判断)		

別表3

注意報の発令等発生時の措置

大気	EX	措置				
汚染 物質	区分	ばい煙排出者等	自動車の使用者			
硫黄酸化物	注意報	通常硫黄酸化物排出量の20%程度を自主的に制限するよう協力要請する。また、0.5ppm以上である状態が2時間継続した場合で、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になったときは、通常硫黄酸化物排出量の50%程度を自主的に制限するよう協力要請する。	_			
	警報	硫黄酸化物排出許容量の 80%程度削減 するよう命令(※) する。	_			
オキシダント、ビ	注意報	燃料使用量等を通常使用量の 20%程度 削減(これに準ずる措置を含む) するよう協力要請する。	不要不急の自動車を利用しないこと及 び当該地域への運行を自粛することにつ いて協力要請する。			
浮遊粒子物質又は二酸化窒素	警報	燃料使用量等を通常使用量の 40%程度 削減(これに準ずる措置を含む)するよ う命令(※) する。	不要不急の自動車を利用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力要請する。 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。			
一酸	注 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	_	不要不急の自動車を利用しないこと及 び当該地域への運行を自粛することにつ いて協力要請する。			
酸化炭素	警報	_	不要不急の自動車を利用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力要請する。 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。			
P M 2	注意喚起	_	_			

[※] ばい煙を排出する者への命令は、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案し、当該措置が必要と 認められる地域及びばい煙排出者の範囲を知事が定めて行うものとする。

別紙 1

